

令和6年度

会津北部農業水利事業

関柴幹線用水路用地測量業務

特 別 仕 様 書

東北農政局会津南部農業水利事業所

会津北部農業水利事業建設所

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この特別仕様書は、令和6年度会津北部農業水利事業関柴幹線用水路用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負事務処理要領（平成14年農振第3155号）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

（業務概要）

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

（1）目的

本業務は国営関柴幹線用水路に設置する排砂施設の用地を確定するとともに、取得及び区分地上権設定に係る資料を作成するものである。

（2）実施場所

福島県喜多方市関柴町関柴字山口平地内（別添業務位置図のとおり。）

（3）調査区域

①地域区分は山林とする。

②調査区域面積は0.06haとする。

（班編成）

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

（障害物の伐除）

第4条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

（管理技術者、照査技術者及び担当技術者の資格要件）

第5条 資格要件は以下のとおりである。

（1）管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

（2）照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格が有る場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者。

（低入札価格契約における第三者照査）

第6条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （1）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- （2）東北農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （3）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- （ア）親会社と子会社の関係にある。
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有するもの。
- ②照査技術者と同等の技術者資格を持つ者。

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第15条第2項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条（契約不適合責任）のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

第7条 受注者は、共通仕様書第37条に規定している保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第8条 本業務実施に必要な条件は、次のとおりである。

- （1）測量の基準は、世界測地系による。
- （2）測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。
- （3）縮尺は、1/500とする。

（貸与資料等）

第9条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和4年度関柴幹線用水路用地測量その他業務 成果物	一式	
令和5年度施設管理図等作成業務 成果物	一式	
その他必要な資料	一式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第10条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画	1業務	
(2) 現地踏査	1業務	
(3) 公共用地管理者との打合せ	1業務	
(4) 依頼書の作成	0.091km	
(5) 協議書の作成	0.091km	
(6) 土地境界確認書の作成	0.008ha	
(7) 境界の確認	0.008ha	
(8) 境界測量	0.008ha	
(9) 用地境界仮杭の設置	0.008ha	
(10) 境界点間測量	0.008ha	
(11) 面積計算	0.060ha	
(12) 用地平面図作成	0.060ha	
(13) 区分地上権設定範囲図作成	1枚	
(14) 土地調書の作成	0.008ha	
(15) 地積測量図等の作成	0.055ha	

(指示事項)

第11条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿等を提出するものとする。

- (2) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

(3) 協議書の作成

境界確定作業完了後において境界確定図等に押印を求めるときの必要書類を作成する。

(4) 境界の確認

- ①立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
- ②境界確認が完了した場合は、別途監督職員が指示する土地調査書を作成し提出するものとする。

(5) 用地境界仮杭の設置

- ①取得及び区分地上権を設定する用地について、用地境界仮杭を設置する。
- ②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は7.0×7.0×60cmを標準とする。
- ③取得する用地の杭頭部は赤色、区分地上権設定用地の杭頭部は黄色のペイントで着色する。

(6) 面積計算

取得及び区分地上権を設定する用地について面積計算を行うものとする。また、土地の取得に係る残地についても面積計算を行う。

(7) 用地平面図等作成

- ①土地取得及び区分地上権設定図を作成し、面積計算の結果を求積表として記載する。
- ②境界点番号図を作成する。
- ③図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA3型とする。

(8) 区分地上権設定範囲図作成

- ①用地平面図と縦断図等を合成させた図面を作成し、縦断図部に用地平面図と関連させた土地境界線、地番、土地所有者を記載する。
- ②区分地上権の対象となる土地毎に設定範囲の上下範囲及び土地の利用が妨げられる程度（阻害深度等）を算定し、その情報を図面に記載する。
- ③図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA3型とする。

(9) 土地調書の作成

取得及び区分地上権設定する用地について、所有者毎に土地調書を作成する。

(10) 地積測量図等作成

地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第73条から第78条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）第50条から第51条までの規定による。

第4章 成果物

(成果物等)

第12条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
(2) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
(3) 用地平面図等 ①土地取得、区分地上権設定、占使用図 ②境界点番号図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	1部	図面ファイル
(4) 区分地上権設定範囲図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	1部	図面ファイル
(5) 土地調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
(6) 地積測量図(案)等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東北農政局会津南部農業水利事業所会津北部農業水利事業建設所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第13条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRISセンター(関東農政局土地改良技術事務所)とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 本特別仕様書第10条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (2) 本特別仕様書第12条に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (3) 本特別仕様書第15条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第15条 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局会津南部農業水利事業所会津北部農業水利事業建設所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局会津南部農業水利事業所会津北部農業水利事業建設所とする。

- (1) 業務に着手する段階
- (2) 業務の中間とりまとめ段階
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める業務計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙（第 6 条、第15条関係）

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の4.8を 乗じて得た額	—

「用地測量業務」の場合の業種区分は「測量」を適用する。

業務位置図

位置図

